

平成 18 年度 第 1 回櫛引地域審議会

日 時 平成 18 年 5 月 26 日 (金)
午後 1 時 30 分開会
会 場 櫛引公民館ホール

- 次 第 -

(新委員への辞令交付)

1 . 開 会

2 . あいさつ

3 . 職 員 紹 介

4 . 会長の選出

5 . 報 告

(1) 組織機構の変更について

(2) 合併協定項目の状況について (合併協定書により説明)

(3) 平成 18 年度予算の概要について (予算特集号により説明)

(4) 平成 18 年度の主な事業の概要について

6 . そ の 他

7 . 閉 会

櫛引地域審議会委員名簿

（平成18年度第1回会議）

	所属団体名等	氏 名	備 考
1	櫛引町商工会会長	秋 山 弥 里	
2	櫛引西小学校PTA会長	大 井 欣 哉	
3	櫛引体育協会副会長	小 林 隆	
4	黒川地区農業村落振興会会長	齋 藤 賢 一	
5	鶴岡市社会福祉協議会理事	佐久間 泰 子	
6	会社員（元櫛引町教育委員）	佐々木 はつ子	
7	産直めぐり運営管理組合組合長	澤 川 宏 一	
8	櫛引老人クラブ連合会会長	菅 原 幸 雄	
9	櫛引地区民生児童委員協議会会長	鈴 木 和 己	
10	櫛引ボランティア連絡協議会副会長	清 和 梅 子	
11	旧南庄内合併協議会委員（農業）	長 南 源 一	
12	櫛引区長会会長	富 樫 貞 治	
13	庄内たがわ農業協同組合理事	成 田 新 一	欠席
14	櫛引消防団団長	畠 山 健	
15	櫛引婦人会会長	畑 山 久 恵	副会長
16	旧南庄内合併協議会委員（農業）	前 田 藤 吉	
17	鶴岡市農業委員	松 平 久 和	
18	櫛引観光協会理事	松 田 茂	
19	加藤清正公忠廣公遺蹟顕彰会副会長	松 田 安 男	
20	櫛引自治公民館連絡協議会会長	吉 田 吉 郎	

（五十音順 敬称略）

地域審議会について

地域審議会は、旧市町村合併特例法第5条の4の規定に基づき、新鶴岡市が処理する旧市町村の区域に係る事務に関し市長の諮問に応じて審議などを行うために、旧市町村ごとに設置するものであります。

なお、同条では、地域審議会を組織する構成員の定数、任期などについては、合併関係市町村の協議により定めることとされており、新鶴岡市については、次のように協議して定められたところです。

1 所掌事務

- (1) 地域審議会は、合併に係る次の事項について、市長の諮問に応じて審議・答申する。
 - ・ 新市建設計画の変更に関する事項
 - ・ 新市建設計画の執行状況に関する事項
 - ・ その他市長が必要と認める事項
- (2) 必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

2 組織

- (1) 平成27年3月31日までの期間、旧市町村の区域を単位として設置いたします。
- (2) 地域審議会は、その区域に住所を有する20人以内の委員で組織され、委員は、
 - (ア) 公共的団体等を代表する者
 - (イ) 学識経験者の区分のうちから市長が任命し、委員の任期は2年間となっております。

公共的団体等を代表する者については、

- | | | |
|----------------|--------------|--------------|
| (1) 自治組織 | (2) 農林漁業団体 | (3) 商工観光団体 |
| (4) 福祉、医療団体 | (5) 学校教育関係団体 | (6) 社会教育関係団体 |
| (7) 老人、婦人、青年団体 | (8) 防災組織 | (9) NPO法人等 |

など、各地域における地域社会活動、経済、産業活動等の代表等、各界各層の代表者から就任いただき、幅広く地域課題の的確な把握や意見を聴くことができるよう、委員を選定いたしました。

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会の設置を、次のとおり（鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村、西田川郡温海町）と協議して定めた。

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会の設置について、同条第2項の規定により下記のとおり定めるものとする。

記

（設置）

第1条 合併特例法第5条の4第1項の規定により、次の各号に掲げる区域を対象にして、当該各号に定める地域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- （1） 合併前の鶴岡市の区域 鶴岡地域審議会
- （2） 合併前の東田川郡藤島町の区域 藤島地域審議会
- （3） 合併前の東田川郡羽黒町の区域 羽黒地域審議会
- （4） 合併前の東田川郡櫛引町の区域 櫛引地域審議会
- （5） 合併前の東田川郡朝日村の区域 朝日地域審議会
- （6） 合併前の西田川郡温海町の区域 温海地域審議会

（設置期間）

第2条 審議会の設置期間は、平成17年10月1日から平成27年3月31日までとする。

(所掌事務)

第 3 条 審議会は、合併に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 4 条 審議会は、第 1 条の区域 (以下「区域」という。) ごとに委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験者

(任期及び失職)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

3 委員は、区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会の会議 (以下「会議」という。) は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議長は、会長が務める。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

5 会議は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上公開しないことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、新たに設置される鶴岡市の区域ごとの担当部署において処理する。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

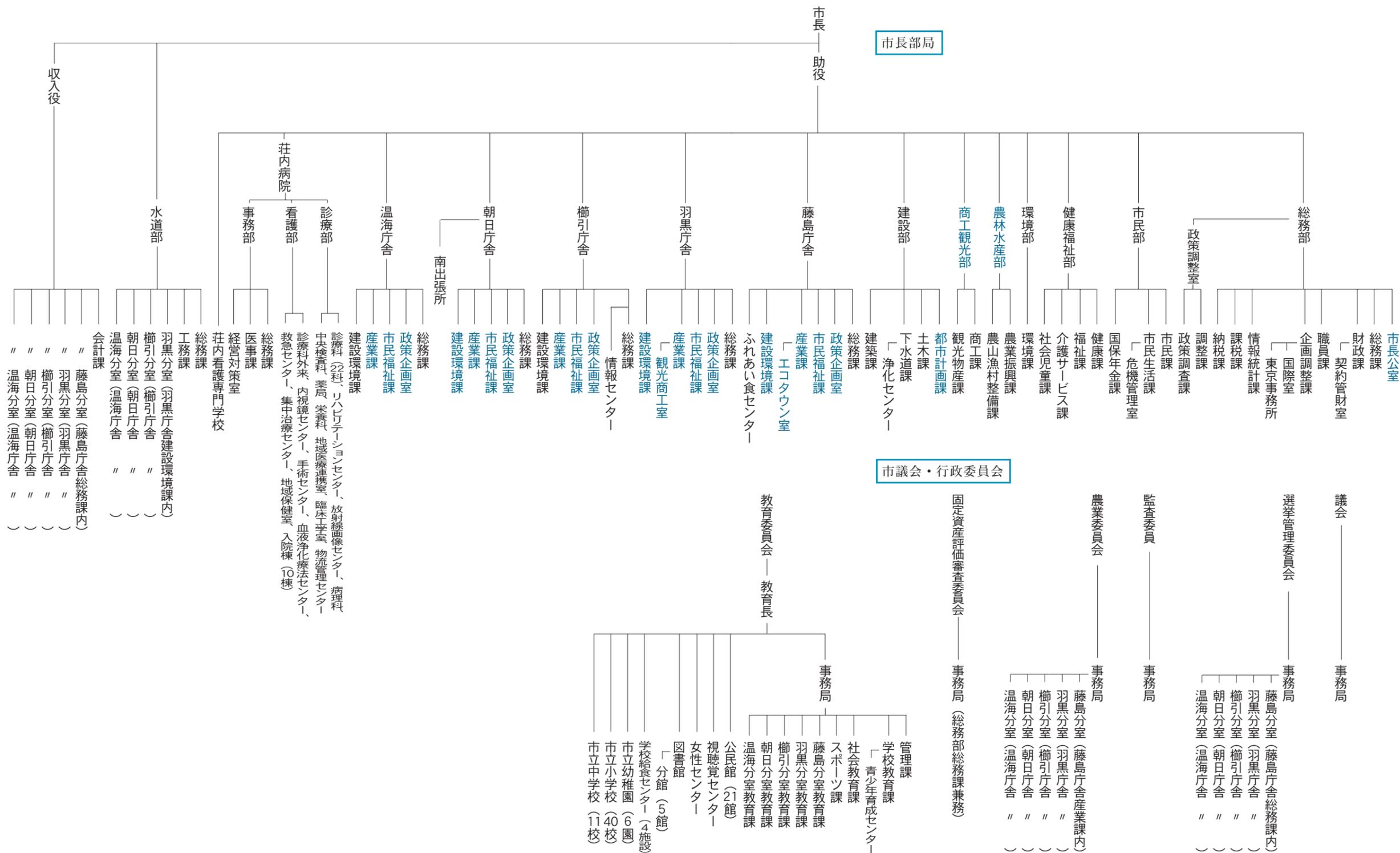
附 則

この協議は、平成17年10月1日から施行する。

市の組織機構が変わりました

昨年十月に合併し、これまで各地域庁舎では、従来の課等をもとにした組織機構としていました。このたび業務の見直しを行い、4月1日から左記

の組織機構となり市の業務を執り行います。各種手続き等は従来どおり本所及び各地域庁舎で行えます。
 (●色は今回の変更のあった箇所)



主な変更箇所

本所：秘書・広報広聴担当の市長公室を新設。産業部を農林水産部と商工観光部に分割。都市計画課と都市整備課を統合し、都市計画課としました。

各地域庁舎：従来の課を再編し、総務課、政策企画室、市民福祉課、産業課、建設環境課、教育課の5課・1室としました。

各地域庁舎の課・室担当業務

課	担当業務
総務課	総務地域振興、コミュニケーション防災、財政管財
政策企画室	政策企画
市民福祉課	税務、市民国保年金、健康福祉
産業課	農業振興、エコタウン、農山村振興、商工観光
建設環境課	建設、下水道・環境
教育課	学校教育、社会教育
総務課	総務地域振興、コミュニケーション防災、財政管財
政策企画室	政策企画
市民福祉課	税務、市民国保年金、健康福祉
産業課	農業振興、農山村振興、商工観光
建設環境課	建設、下水道・環境
教育課	学校教育、社会教育
総務課	総務地域振興、コミュニケーション防災、財政管財
政策企画室	政策企画
市民福祉課	税務、市民国保年金、健康福祉
産業課	農業振興、農山村振興、商工観光
建設環境課	建設、下水道・環境
教育課	学校教育、社会教育
総務課	総務地域振興、コミュニケーション防災、財政管財
政策企画室	政策企画
市民福祉課	税務、市民国保年金、健康福祉
産業課	農業振興、農山村振興、商工観光
建設環境課	建設、下水道・環境
教育課	学校教育、社会教育
総務課	総務地域振興、コミュニケーション防災、財政管財
政策企画室	政策企画
市民福祉課	税務、市民国保年金、健康福祉
産業課	農業振興、農山村振興、商工観光
建設環境課	建設、下水道・環境
教育課	学校教育、社会教育
総務課	総務地域振興、コミュニケーション防災、財政管財
政策企画室	政策企画
市民福祉課	税務、市民国保年金、健康福祉
産業課	農業振興、農山村振興、商工観光
建設環境課	建設、下水道・環境
教育課	学校教育、社会教育

※各地域庁舎の総務地域振興は選挙管理委員会業務を、財政管財は会計業務を、農業振興は農業委員会業務を、下水道・環境(藤島庁舎を除く)は水道部分室業務を含みます。